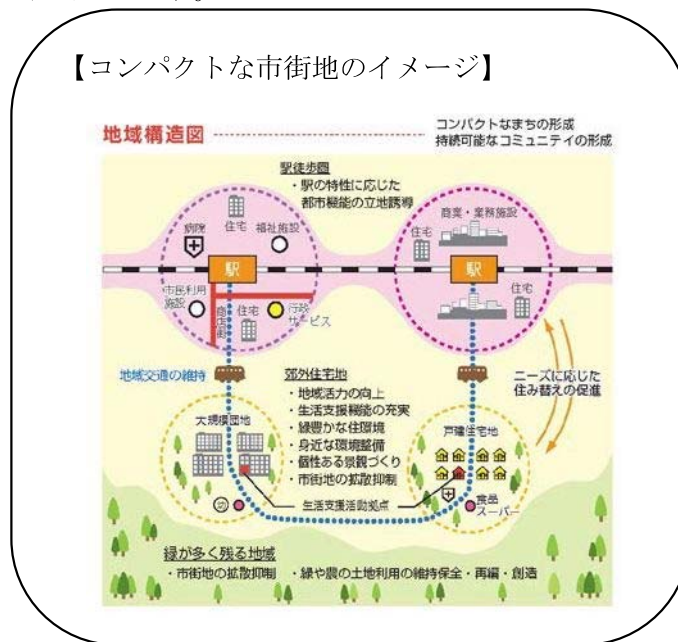


# 「コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務」に関するプロポーザル募集要項

## 1 趣旨

人口減少・少子高齢化が進みつつある中でコンパクトな市街地の形成に向けて、駅徒歩圏や住工混在圏などの地域別に、課題の抽出、課題を解決するために更新・誘導する機能、規制緩和手法等の検討等を行い、その内容を整備方針として位置付けるとともに実現化のための現行制度の改正案を策定することを目的とします。



## 2 一般事項

### (1) 名称

「コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務」に関するプロポーザル

### (2) 主催者

横浜市（建築局企画部企画課）

### (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において参加者の考え方や具体的な準備・運営に関する実力等を「提案」を通して評価し、委託業者を選定するものです。したがって、本業務の準備や運営については、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

## 3 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全てに該当するものとします。

- ア 平成 26 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に登載されていること
- イ アの名簿において登録種目「建設コンサルタント等の業務」、細目「A（建設コンサルタント・都市計画・まちづくり）」が 1 位または登録種目「建築設計」が 1 位であること。
- ウ 管理技術者は、一級建築士の資格を保有していること
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者

- オ 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でない者
- カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- キ 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ク 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- ケ 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていないこと。
- コ コンパクトな市街地形成や地域に必要な機能誘導の実現に向けた手法の検討業務の完了まで、業務を履行できる者

#### 4 応募登録

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書、誓約書を提出して応募登録を行ってください。

(1) 提出期限 **平成26年6月10日（火）17:15まで（必着）**

(2) 提出先 横浜市建築局企画部企画課

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番1号 JNビル14階

TEL: 045-671-3655

(3) 提出方法 郵送（配達記録郵便又は書留）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日8:45～12:00及び13:00～17:00に提出先までお願いします。

(4) 応募登録時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82円切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 応募者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書を郵送します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を送付いたします。

イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに横浜市建築局企画課まで提出してください。

ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁

日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

## 5 質問書（要領-1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願い致します。質問内容及び回答についてプロポーザル提出要請者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 平成26年6月18日（水）17:15まで（必着）

(2) 提出先 横浜市建築局企画部企画課

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番1号 JNビル14階

TEL: 045-671-3655 E-mail kc-ki-kaku@city.yokohana.jp

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) 回答送付日及び方法 平成26年6月23日（月）電子メールにより送付します。

## 6 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出期限 平成26年7月1日（火）17:15まで（必着）

ウ 提出先 4(2)と同じ

エ 提出方法 郵送（書留郵便に限る）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日8:45～12:00及び13:00～17:00に提出先までお願いします。

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

概算業務価格（上限）は約10,000千円（税込）です。

## 7 提案書の内容

別紙、提案書作成要領のとおりです。

## 8 プロポーザルに関するヒアリング

プロポーザルに関するヒアリングは行いません。

## 9 要請手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

## 10 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

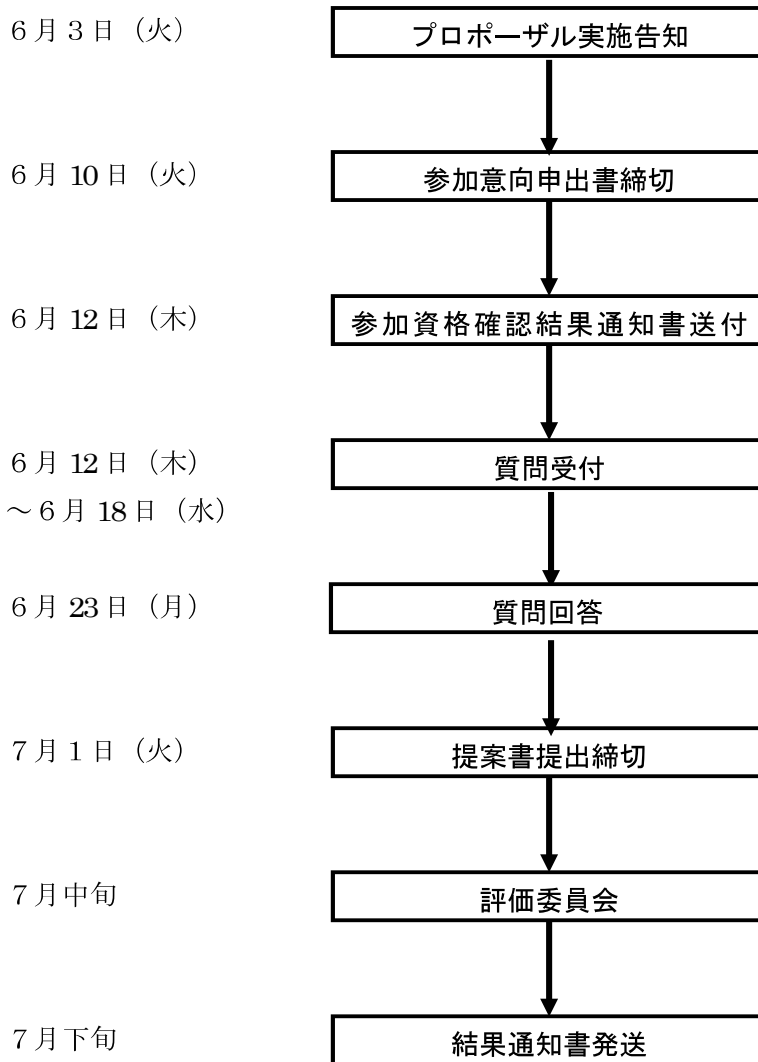
## 11 事務局

横浜市建築局企画部企画課 担当 加藤、赤谷

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番1号 JNビル14階

TEL: 045-671-3655

## プロポーザル実施スケジュール



## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

### 1 件名

コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務

### 2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

### 3 応募登録

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書、誓約書を提出して応募登録を行ってください。

(1) 提出期限 **平成26年6月10日（火）17：15まで（必着）**

(2) 提出先 横浜市建築局企画部企画課

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番1号 JNビル14階

TEL: 045-671-3655

(3) 提出方法 郵送（配達記録郵便又は書留）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日8：45～12：00及び13：00～17：15に、提出先までお願いします。

(4) 応募登録時の提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82円切手を貼付してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 応募者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書を郵送します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を送付いたします。

イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに横浜市建築局企画課まで提出してください。

ウ 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

#### 4 質問書（要領-1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願い致します。質問内容及び回答についてプロポーザル提出要請者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 **平成26年6月18日（水）17:15まで（必着）**

(2) 提出先 横浜市建築局企画部企画課

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番1号 JNビル14階

TEL: 045-671-3655

E mail [kc-ki-kaku@city.yokohana.jp](mailto:kc-ki-kaku@city.yokohana.jp)

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) 回答送付日及び方法 平成26年6月23日（月）電子メールにより送付します。

#### 5 提案書の提出

##### (1) 提案書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出期限 **平成26年7月1日（火）17:15まで（必着）**

ウ 提出先 4(2)と同じ

エ 提出方法 郵送（書留郵便に限る）又は持参

（注意）・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

・持参の場合は、平日8:45～12:00及び13:00～17:15に、提出先までお願いします。

##### (2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

概算業務価格（上限）は約10,000千円（税込）です。

#### 6 提案書の内容

(1) 提案書は、次の項目について、別添の所定の書式（様式4、要領-2、要領-3、要領-4）に基づき作成して下さい。

ア 業務実施体制について（要領-2）

イ 業務実績について（要領-3）

業務実施体制に記載した予定技術者（管理技術者及び担当技術者）について、今回業務と同種・類似業務（過去5か年のものに限る）を中心に、できる限り詳細に記入して下さい。

ウ 提案内容について（要領-4）

用紙の大きさはA3版横（片面）、最大1頁とします。

(2) 提案内容については次の課題に対する提案とします。

課題：別添「業務説明資料」を参考にコンパクトなまちづくりを進めるための貴社の考えを提案して下さい。

(3) 業務実績及び提案内容に対して評価を行います。参考見積金額は評価の対象になりません。

なお、提案内容に対する評価の基準は以下の通りです。

- ア 本市の現状及び課題を的確に把握しているか
- イ 本市の規制緩和制度に精通しているか
- ウ 課題解決に結びつく提案であるか
- エ 実現性の高い提案であるか
- オ 先見性のある視点が入り込んでいるか
- カ 取組意欲の感じられる提案であるか

(4) 予定技術者の条件は次のとおりとします。

ア 予定実者の要件

管理技術者は、一級建築士の資格を有するものとします。

イ 手持ち業務量

委託期間中の手持ち業務量

- ・管理技術者 1000万円以上の業務が5件未満であるもの
- ・担当技術者 1000万円以上の業務が5件未満であるもの

(5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。

- ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述して下さい。
- イ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述して下さい。
- ウ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

## 7 プロポーザルに関するヒアリング

プロポーザルに関するヒアリングは行いません。

## 8 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	建築局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委員	建築局 公共建築部長 総務部総務課長 住宅部住宅政策課長 公共建築部営繕企画課長 公共建築部保全推進課長 公共建築部施設整備課長 公共建築部施設整備課担当課長 公共建築部電気設備課長 公共建築部機械設備課長 総務部総務課庶務係長 財政局契約第二課長	建築局公共建築部営繕企画課長 企画部企画課長 住宅部住宅政策課長 住宅再生課長 指導部建築環境課長 都市整備局地域まちづくり部 地域まちづくり課長



## 9 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要します。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出されたプロポーザルについては、受託候補者選定後、今後の業務の参考に資するためプロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供します。

エ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

オ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

カ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせることはありません。

キ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病床、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

- エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- カ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選定されている場合は次順位の者と手続を行います。
- キ 概算業務価格（上限）は約 10,000 千円（税込）です。なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

(要領-1)

(A4)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者  
建築局長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 質 問 書

業務名：コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

## 【業務実施体制】

役割	予定技術者名	所属・役職	一級建築士の資格 の有無	担当する分担業務の内容
管理技術者			(必須) 登録日: 登録 NO	
照査技術者				
担当技術者			有・無 登録日: 登録 NO	
			有・無 登録日: 登録 NO	
			有・無 登録日: 登録 NO	
			有・無 登録日: 登録 NO	

注：所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載してください。

**【業務実績】**

本業務における役割：

氏名：

業務名		実施時期	
業務概要			
業務名		実施時期	
業務概要			
業務名		実施時期	
業務概要			

注：今回業務と同種・類似業務等を中心に、できる限り詳細に記入してください。

注：管理技術者及び担当技術者の業務実績を記入してください。

●委託期間中の手持ち業務の状況

業務名称	履行期限	業務名称	履行期限

**【提案内容】**

(注意) 実際はA3版です。

(様式1)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者  
建築局長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者  
建築局長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

## 誓約書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

以上

- 1 平成26年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に登載されていること
- 2 1の名簿において登録種目「建設コンサルタント等の業務」、細目「A（建設コンサルタント・都市計画・まちづくり）」が1位または登録種目「建築設計」が1位であること。
- 3 管理技術者は、一級建築士の資格を保有していること
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- 5 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でない者
- 6 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- 7 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- 8 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- 9 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていないこと。
- 10 コンパクトな市街地形成や地域に必要な機能誘導の実現に向けた手法の検討業務の完了まで、業務を履行できる者



(様式3)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者  
建築局長

## 参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

(理由) ××のため

(様式4)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者  
建築局長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務委託

添付書類

- 1 業務実施体制（要領－2）
- 2 業務実績（要領－3）
- 3 提案内容（要領－4）
- 4 参考見積書

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式5)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者  
建築局長

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提出意思確認書及び提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務委託

提出書類

- 1 提案書（提出期限 平成 26年7月1日（火））
- 2 質問書様式（提出期限 平成 26年6月18日（水））  
その他関係書類

(様式6)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者  
建築局長

## 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により合格にいたりませんでした。

理由：××のため

**「コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務」  
受託候補者選定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、建築局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、「コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この要領に定める。

(審議事項)

第2条 要綱第9条に定められた審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル公募条件の決定
  - イ プロポーザルの評価方法の決定
  - ウ 提出要請書の審査
  - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 委託業者の決定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知
  - エ その他必要と認めるもの

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該調査の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関わる具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の業務実績等
- (2) 提案内容の妥当性・実現性等
- (3) 当該業務に対する意欲等

(4) その他必要と認める事項

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。
- 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、提案書の評価について、その業務を行う。

- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	建築局営繕企画課長
副委員長	建築局企画課長
委員	建築局住宅政策課長
	建築局住宅再生課長
	建築局建築環境課長
	都市整備局地域まちづくり課長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を建築局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに技術提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

# 業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の委託業務実施の条件となるものではありません。

## 1 件 名

コンパクトな市街地の形成に向けた規制緩和制度の検討業務

## 2 履行期限

契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで

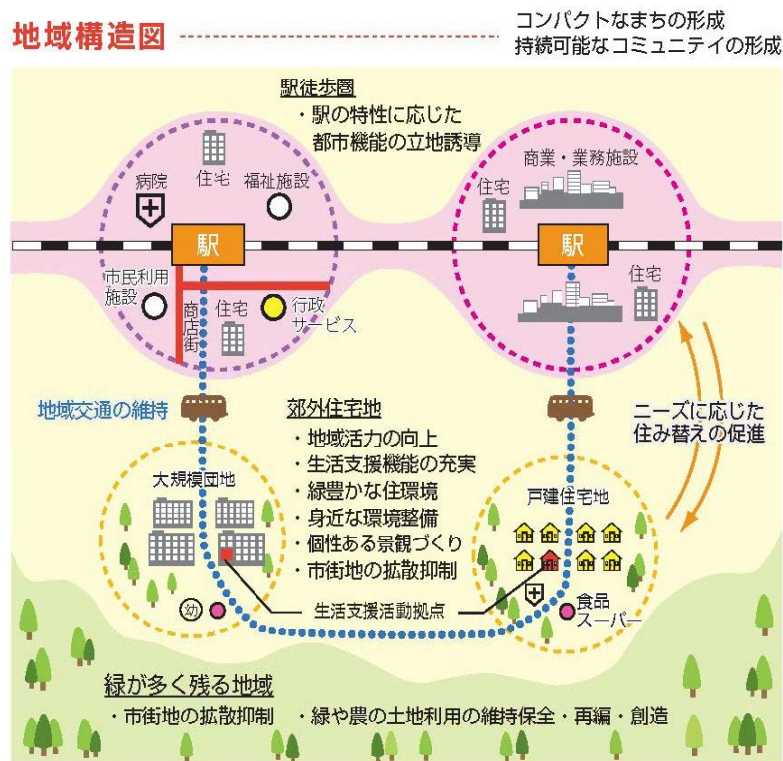
## 3 履行場所

横浜市建築局企画部企画課

## 4 業務目的

本業務は、コンパクトな市街地の形成に向けて、駅徒歩圏や住工混在圏などの地域別に、課題の抽出、課題を解決するために更新・誘導する機能、規制緩和手法等の検討を行い、その内容を整備方針として位置付けるとともに実現化のための現行制度の改正案を策定することを目的とします。現行制度の改正案の策定にあたっては、周辺への影響等を検証するためにモデル地区におけるシュミレーションを行います。

### 【コンパクトな市街地のイメージ】



## 5 業務概要

### (1) 地域別(※)の課題の検討

- (※)下記の地域は必ず検討するものとする
- ・ 郊外北部の駅徒歩圏
  - ・ 郊外南部の駅徒歩圏
  - ・ 住工混在圏
  - ・ 大規模団地

### (2) 課題を解決するための更新・誘導する機能、規制緩和手法の検討

### (3) (2)の結果を踏まえた整備方針の策定

### (4) (3)を実現化するための現行制度の改正案の策定

- ア 規制緩和制度の課題の把握
- イ 改正案の提案
- ウ モデル地区におけるシュミレーション

## 6 成果品

(1) 調査報告書 10部

(2) 調査報告電子データ 1式

(Word、PowerPoint 等加工が可能な形式及び PDFファイル)

## 7 その他

(1) 横浜市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われな  
い場合は、業務を受注できない場合があります。

(2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、委託者と協議の上、計  
画を行うこととします。